

令和 5 年度

廿日市市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

廿日市市監査委員

令和6年9月11日

廿日市市長 松本 太郎 様

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 栗栖 俊泰

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年
度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査を終了し
たので次のとおり意見を提出する。

目 次

令和5年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	総括意見	1
2	個別意見	1

令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	3
第2	審査の期間	3
第3	審査の方法	3
第4	審査の結果	3
1	廿日市市下水道事業会計	3
2	廿日市市国民宿舎事業会計	3
参考資料		5

令和５年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第１ 審査の対象

令和５年度決算に基づく健全化判断比率

第２ 審査の期間

令和６年８月１９日から９月１１日まで

第３ 審査の方法

審査は、「廿日市市監査委員条例」、「廿日市市監査基準」及び「実施要領」により実施した。実施に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に作成されているかどうかを主眼として、それらの計数を、関係諸帳簿及び証拠書類等の提出を求めて照合確認するとともに、関係職員の説明を聴取する等により実施した。

第４ 審査の結果

１ 総括意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率は、次のとおりである。

健全化判断比率	令和５年度	令和４年度	令和５年度 早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	－ %	－ %	11.79%	
連結実質赤字比率	－ %	－ %	16.79%	
実質公債費比率	6.8%	6.0%	25.0%	
将来負担比率	64.7%	73.8%	350.0%	

２ 個別意見

(１) 実質赤字比率について

令和５年度決算において、実質収支は黒字となっているため、実質赤字比率は生じていない。

(２) 連結実質赤字比率について

令和５年度決算において、連結実質収支は黒字となっているため、連結実質赤字比率は生じていない。

(３) 実質公債費比率について

令和５年度決算において、実質公債費比率（３カ年平均）は 6.8%で、早期健全

化基準の 25.0%を下回っており、前年度と比較して 0.8ポイント増加している。

これは、令和 5 年度の単年度比率が7.8%となり、令和 3 年度の単年度比率と比較して2.4ポイント上回ったことによるものである。

なお、令和 5 年度の単年度比率は、令和 4 年度と比較して、0.4ポイント増加している。分母である標準財政規模が増加したことや、過疎債などの償還が始まったことなどに伴い元利償還金が増加したことなどにより、実質公債費比率算定上の分子である実質公債費が増加したことが主な要因である。

(4) 将来負担比率について

令和 5 年度決算において、将来負担比率は 64.7%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っており、前年度と比較して 9.1ポイント減少している。

これは、将来負担額について、地方債の現在高が減少したことや、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額が減少したことなどが主な要因である。

また、将来負担額から控除されるものとして、財政調整基金など地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額が増加したことも将来負担比率減少の要因となっている。

令和５年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第１ 審査の対象

次の会計の令和５年度決算に基づく資金不足比率

廿日市市下水道事業会計

廿日市市国民宿舎事業会計

第２ 審査の期間

令和６年８月１９日から９月１１日まで

第３ 審査の方法

審査は、「廿日市市監査委員条例」、「廿日市市監査基準」及び「実施要領」により実施した。実施に当たっては、市長から提出された各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に作成されているかどうかを主眼として、それらの計数を、関係諸帳簿及び証拠書類等の提出を求めて照合確認するとともに、関係職員の説明を聴取すること等により実施した。

第４ 審査の結果

１ 廿日市市下水道事業会計

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、令和５年度決算において資金不足は生じていない。

区 分	令和５年度	令和４年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	－ %	－ %	20%	

２ 廿日市市国民宿舎事業会計

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、令和５年度決算において資金不足は生じていない。

区 分	令和５年度	令和４年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	－ %	－ %	20%	

参 考 資 料

参考資料 1	実質赤字比率の対前年度比較表……………	6 ページ
参考資料 2	連結実質赤字比率の対前年度比較表……………	7 ページ
参考資料 3	実質公債費比率の対前年度比較表……………	8 ページ
参考資料 4	将来負担比率の対前年度比較表……………	9 ページ
参考資料 5	資金不足比率の対前年度比較表……………	10 ページ

参考資料 1 実質赤字比率の対前年度比較表

(単位：千円)

区 分	実 質 収 支 額		
	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
ア 一 般 会 計	388,773	123,281	265,492
イ 一般会計等に属する特別会計	132,008	78,952	53,056
漁 港 管 理 特 別 会 計	13,380	12,601	779
墓 地 管 理 事 業 特 別 会 計	0	0	0
港 湾 管 理 事 業 特 別 会 計	36,499	0	36,499
市 営 住 宅 事 業 特 別 会 計	9,759	2,485	7,274
宮 島 水 族 館 事 業 特 別 会 計	72,370	63,866	8,504
ウ 一般会計等の実質収支額の合計 (ア+イ)	520,781	202,233	318,548
エ 標 準 財 政 規 模	30,391,374	29,841,720	549,654

実質赤字比率 ウ／エ	－ %	－ %	－
---------------	-----	-----	---

※実質収支額が黒字である場合は、「－」で表示している。

参考資料 2 連結実質赤字比率の対前年度比較表

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
ア 一般会計等の実質収支額の合計	520,781	202,233	318,548
イ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額	375,246	559,535	△ 184,289
国民健康保険特別会計	67,205	110,838	△ 43,633
介護保険特別会計	299,735	440,581	△ 140,846
後期高齢者医療特別会計	8,306	8,116	190
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額	1,127,371	1,088,210	39,161
下水道事業会計	472,374	462,671	9,703
国民宿舎事業会計	654,997	625,539	29,458
エ 連結実質収支額 (ア+イ+ウ)	2,023,398	1,849,978	173,420
オ 標準財政規模	30,391,374	29,841,720	549,654

連結実質赤字比率 エ/オ	－ %	－ %	－
-----------------	-----	-----	---

※連結実質収支額が黒字である場合は、「－」で表示している。

参考資料3 実質公債費比率の対前年度比較表

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	令和3年度	令和2年度
ア 地方債の元利償還金	5,983,884	5,703,755	280,129	5,178,590	4,957,038
イ 準元利償還金	1,459,191	1,485,017	△ 25,826	1,476,593	1,568,253
ウ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	5,483,834	5,377,307	106,527	5,300,867	5,243,133
エ 標準財政規模	30,391,374	29,841,720	549,654	30,285,929	28,807,037
(A) ア＋イ－ウ	1,959,241	1,811,465	147,776	1,354,316	1,282,158
(B) エ－ウ	24,907,540	24,464,413	443,127	24,985,062	23,563,904
実質公債費比率 (単年度) (A) / (B)	7.8%	7.4%	0.4	5.4%	5.4%
実質公債費比率 (3カ年平均)	6.8% (3～5年度)	6.0% (2～4年度)	0.8	3.6% (元～3年度)	1.8% (30～2年度)

参考資料 4 将来負担比率の対前年度比較表

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	68,386,908	70,956,709	△ 2,569,801
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	680,297	179,028	501,269
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	17,611,215	21,977,079	△ 4,365,864
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	1,752,369	0	1,752,369
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	7,381,254	7,410,931	△ 29,677
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	1,004	△ 1,004
キ 連結実質赤字額	0	0	0
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
(A) ア～クの合計	95,812,043	100,524,751	△ 4,712,708
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	14,193,941	13,469,894	724,047
コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	5,870,637	6,800,041	△ 929,404
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	59,631,897	62,178,333	△ 2,546,436
(B) ケ～サの合計	79,696,475	82,448,268	△ 2,751,793
シ 標準財政規模	30,391,374	29,841,720	549,654
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	5,483,834	5,377,307	106,527
(C) シース	24,907,540	24,464,413	443,127

将来負担比率 [(A) - (B)] / (C)	64.7%	73.8%	△ 9.1
--------------------------	-------	-------	-------

参考資料5 資金不足比率の対前年度比較表

(1) 法適用企業

(単位：千円)

区	分	令和5年度	令和4年度	増減
下水道事業会計	資金不足額又は 資金剰余額 (ア)	△ 472,374	△ 462,671	△ 9,703
	事業の規模 (イ)	1,791,544	1,603,840	187,704
	資金不足比率 (ア)/(イ)	－ %	－ %	－
国民宿舎事業会計	資金不足額又は 資金剰余額 (ア)	△ 654,997	△ 625,539	△ 29,458
	事業の規模 (イ)	145,821	117,170	28,651
	資金不足比率 (ア)/(イ)	－ %	－ %	－

※資金不足額又は資金剰余額 (ア) が△の場合、資金剰余額となる。

※資金不足比率は、資金不足額がない場合は、「－」で表示している。

